

## さいたま市イノベーション技術創出支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市における、医療・ヘルスケアに関する産業分野その他の成長産業分野に関する研究開発型企業の集積及び技術革新の創出を図るため、当該研究開発型企業の研究開発及び実証実験の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕）

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実証実験 新たな製品の市販化及び技術の実用化にかかる技術的・社会的な課題を検証するために実社会で適切な方法を用いて行う試験をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) さいたま市リーディングエッジ企業 さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱（平成20年告示588号）第8条第1項に規定する認証の決定を受けた企業をいう。
- (4) 暴力団 さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

（一部改正〔平成29年告示1083号・令和5年609号〕）

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- (1) さいたま市リーディングエッジ企業又は市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上事業を営む中小企業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市の貸付制度により貸付けを受けた者にあつては、貸付金の償還が滞っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 補助対象事業者の役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの  
(一部改正〔平成29年告示1083号・令和5年609号〕)

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が実施する次に掲げる技術分野に関する研究開発又は実証実験とする。ただし、実証実験は原則として市内で実施するものに限る。

- (1) 医療・ヘルスケアに関わる技術分野
- (2) 環境・新エネルギーに関わる技術分野
- (3) 防災・減災に関わる技術分野
- (4) スポーツ産業に関わる技術分野

(一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号・令和5年609号〕)

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 研究開発 補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定める経費その他市長が特に必要と認める経費
- (2) 実証実験 補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1及び別表第2に定める経費その他市長が特に必要と認める経費

(一部改正〔平成29年告示1083号〕)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 研究開発 補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（1件につき100万円を限度とする。）
- (2) 実証実験 補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（1件につき500万円を限度とする。）

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(一部改正〔令和2年告示551号〕)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、イノベーション技術創出支援

補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕）

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、イノベーション技術創出支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めた場合は、補助金の不交付を決定し、イノベーション技術創出支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕）

（交付条件）

第9条 市長は、前条第1項の規定による決定に当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による通知を受けた日以後に、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に着手するとともに、これを誠実に実施すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の完了予定日までに当該補助事業が完了しないことが明らかになったときは、遅滞なく市長に報告し、市長の指示を受けること。

（一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕）

（交付申請の取下げ）

第10条 補助対象事業者は、第8条の規定による決定の前に、補助対象事業者のやむを得ない理由により申請を取り下げる場合は、速やかにイノベーション技術創出支援補助金申請取下書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、前項の取下書を市長に提出するものとする。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕)

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにイノベーション技術創出支援補助金補助事業内容変更等承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕)

(変更等の承認)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の承認又は不承認を決定し、イノベーション技術創出支援補助金補助事業内容変更等承認等決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕)

(補助事業の完了)

第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定による決定を通知した日の属する年度の2月末日までに、当該補助事業を完了しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又はその日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、イノベーション技術創出支援補助金補助事業完了報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 収入支出決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕)

(交付額の確定)

第14条 市長は、前条第2項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容の審査をし、及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、補助金の交付額を確定し、イノベーション技術創出支援補助金交付額確定

通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕）

（補助金の交付請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、イノベーション技術創出支援補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕）

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（一部改正〔令和2年告示551号〕）

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、虚偽の報告その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定による決定の取消しをした場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に当該補助金の返還を命じるものとする。

（一部改正〔令和2年告示551号〕）

（財産の処分の制限）

第18条 規則第20条第2号に規定する市長が定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械装置一式で、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間又はそれに準じるものとして認められる期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する前に、前項の財産の処分について市長の承認を受けようとするときは、イノベーション技術創出支援補助金補助事業財産処分承認申請書（様式第10

号)を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る財産の処分の承認又は不承認を決定し、イノベーション技術創出支援補助金補助事業財産処分承認等通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による承認をしようとする場合において、原則として、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命じるものとし、補助事業者は、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を本市に納付するものとする。

(一部改正〔平成29年告示1083号・令和2年551号〕)

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を当該収入支出についての証拠書類とともに整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(一部改正〔令和2年告示551号〕)

(調査等)

第20条 市長は、補助事業の完了した年度の翌年度から5年が経過するまでの間、補助事業者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

(一部改正〔令和2年告示551号〕)

(成果の発表等)

第21条 補助事業者は、市長が補助事業の成果について発表等を求めるときには、それに協力しなければならない。

(一部改正〔令和2年告示551号〕)

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和2年告示551号〕)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年7月27日告示第1083号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第551号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月15日告示第1096号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（感染症対策に資する事業に係る特例）
- 2 補助対象事業のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）その他の感染症対策に資する事業（以下「特例適用補助対象事業」という。）に係る第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100万円」とあるのは「200万円」と、同項第2号中「500万円」とあるのは「1,000万円」とする。
- 3 市長は、第4条ただし書の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症その他の感染症対策に資する事業であつて、実証実験を市内で実施することが困難と認めるときは、市外で実施する実証実験を特例適用補助対象事業とすることができる。
- 4 市長は、第9条第1号の規定にかかわらず、特例適用補助対象事業のうち新型コロナウイルス感染症の対策に資する事業について、必要と認めるときは、第7条第1項の規定により申請書を提出した日以前に着手した事業（令和2年4月7日以後に着手した事業に限る。）に関し第8条の規定による補助金の交付の決定をすることができる。  
（補助対象事業者に関する特例）
- 5 さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱（平成20年さいたま市告示第58号）の規定により認証されたさいたま市リーディングエッジ企業については、特例適用補助対象事業を実施する場合に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、補助対象事業者とみなす。  
（特例の適用期間）
- 6 第2項から前項までの規定は、第7条第1項の規定により申請書を提出した日がこの告示の施行の日から令和2年8月20日までの間に属する場合の特例適用補助対象事業に係る補助金の交付について、適用する。

附 則（令和5年3月31日告示第609号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市イノベーション技術創出支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月26日告示第514号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市イノベーション技術創出支援補助金交付要綱様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第7号、様式第9号及び様式第10号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

別表第 1（第 5 条関係）

（全部改正〔平成29年告示1083号〕、一部改正〔令和 2 年告示551号〕）

| 経費区分     | 内容                                                                                   |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 原材料・副資材費 | 部品、原材料及び副資材の購入に要する経費                                                                 |
| 機械装置費    | 機械装置の購入、借用、改修、据付け及び修繕に要する経費（購入に要する経費は、単価50万円未満のものに限る。）                               |
| 外注・委託費   | 研究機関及び外部の事業者への外注・委託に要する経費（補助事業者が直接実施できないもの又は直接実施することが適当でないものに限る。）                    |
| 産業財産権経費  | 産業財産権の出願に関する経費（出願料、審査・審判請求料、特許料・登録料、特許法等関係手数料、弁理士試験受験手数料、国際出願関係手数料及び国際登録出願関係手数料を除く。） |
| 技術指導導入費  | 研究機関及び外部の事業者から技術指導を受ける場合に要する経費                                                       |
| 調査費      | 調査旅費（宿泊代、日当等を除く。）、試験装置使用料、技術資料図書及び分析資料の購入費その他の技術調査及び試験分析調査に要する経費                     |
| 展示会出展経費  | 展示会出展料、装飾品費、輸送費、その他の展示会出展に要する経費                                                      |

備考 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まないものとする。

別表第2（第5条関係）

（追加〔平成29年告示1083号〕）

| 経費区分     | 内容                                                            |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 直接人件費    | 補助事業に直接従事する者の人件費（時間単価に従事時間を乗じて得た額とし、当該額が48万円を超えるときは、48万円とする。） |
| 安全対策費    | 保安要員人件費・旅費、各種保険料、会場安全対策施設の購入費・設置費その他の実証実験実施に関する安全対策に要する経費     |
| 実験補助要員経費 | 補助要員人件費・旅費その他の実証実験実施に関する補助要員に要する経費                            |
| 実験協力費    | 協力者謝金・旅費その他の実証実験協力者に関する経費                                     |
| 使用料      | 会場使用料、電気・水道・ガス使用料その他の実証実験実施会場・施設利用に要する経費                      |

備考

- 1 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まないものとする。
- 2 直接人件費の項中「時間単価」とは、月額報酬の額（基本給に諸手当（賞与及び時間外勤務手当を除く。）を加えた額をいう。）を160で除して得た額をいう。この場合において、通勤手当が一括して支給されているときは、各月に<sup>あ</sup>按分して月額報酬の額を算出するものとする。